

議案第18号

損害賠償に係る調停及び損害賠償の額の決定について

次のとおり土地使用料の未払による損害賠償及び契約期間経過後も占有している物件を撤去すること等について調停に応じ、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年6月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調停の相手方

鳥取市 個人

2 調停の要旨

(1) 県は、調停の相手方（以下「相手方」という。）に対し、県が申し立てた調停事件（以下「調停事件」という。）に係る解決金として、次の損害賠償金の支払義務があることを認めること。

ア 平成19年4月1日から平成20年1月31日（相手方が土地使用料の未払を認識した時点）までの間の借地料相当額 200,000円

イ 平成20年2月1日から調停の成立の日までの間の借地料相当額 年額3,203円の日割計算による金額

(2) 県は、相手方に対し(1)の解決金を、調停の成立後1月以内に一括して、相手

方名義の銀行預金口座に振り込むことにより支払うこと。

(3) 県は、速やかに相手方の所有地に存置されている県所有の盛土の撤去等の作業に着手することとし、相手方はこのために県が相手方の土地に立ち入ることに同意すること。

(4) 調停の成立の日の翌日から(3)の作業が完了する日までの間における借地料について、相手方と県は、調停の成立と同時に、県の基準で計算された借地料(年額3,203円の日割計算による金額)による新たな土地賃貸借契約を締結し、県は同契約に定めるところにより相手方に支払うこと。

(5) 相手方及び県は、調停事件に関し、(1)から(4)まで及び(6)に定めるほか何らの債権債務のないことを相互に確認すること。

(6) 調停費用は、相手方及び県各自の負担とすること。

3 調停事件の概要

(1) 調停事件の発生日

平成19年4月1日

(2) 調停事件の発生場所

八頭郡若桜町大字淵見地内

(3) 調停事件の内容

県が平成18年度国道482号淵見2号橋下部工事(2工区)(補助橋整備)の工事用ヤードとして相手方から平成18年9月1日に借受し、盛土して使用していた土地について、契約期間を経過した後も使用しており、土地使用料の未払が生じたものである。